

「精道保育所敷地における市立精道こども園整備」に関する説明会議事録

日 時	平成30年10月2日(火) 13:00~14:30												
場 所	精道幼稚園												
出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">こども・健康部長</td> <td style="width: 40%;">三井 幸裕</td> </tr> <tr> <td>教育委員会管理部長</td> <td>岸田 太</td> </tr> <tr> <td>こども・健康部子育て推進課長</td> <td>伊藤 浩一</td> </tr> <tr> <td>こども・健康部主幹新制度推進担当</td> <td>和泉 みどり</td> </tr> <tr> <td>教育委員会管理部管理課長</td> <td>山川 範</td> </tr> <tr> <td>都市建設部建築課長</td> <td>尾高 尚純</td> </tr> </table>	こども・健康部長	三井 幸裕	教育委員会管理部長	岸田 太	こども・健康部子育て推進課長	伊藤 浩一	こども・健康部主幹新制度推進担当	和泉 みどり	教育委員会管理部管理課長	山川 範	都市建設部建築課長	尾高 尚純
こども・健康部長	三井 幸裕												
教育委員会管理部長	岸田 太												
こども・健康部子育て推進課長	伊藤 浩一												
こども・健康部主幹新制度推進担当	和泉 みどり												
教育委員会管理部管理課長	山川 範												
都市建設部建築課長	尾高 尚純												
事務局	こども・健康部子育て推進課 教育委員会管理部管理課												
参加者数	60人												

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

2 配布資料

当日配布資料

3 議事録

(事務局和泉) 精道こども園の基本設計案につきまして説明します。資料A3の横長の資料をご覧ください。

園舎は2階建てで、日当たりのよい南側に広く園庭を取っています。敷地面積は、右下の表をご覧ください。現状の精道保育所よりも約937㎡広い、2,427.23㎡を予定しています。園舎床面積は1階と2階を合わせて1,924㎡です。精道こども園の特徴としましては、限られた敷地に必要な諸室等をできるだけコンパクトにまとめて配置しています。認定こども園としては、敷地は狭めであるものの、駅に近くてこれだけの広さの施設はそうありませんので、利便性を活かして、1階北東部分に病児保育事業の専用スペースを設けました。駐車場につきましては、敷地が限られておりますので、病児保育の隣、北東部分に4台を確保するとともに、この頁の左下、精道小学校の駐車場6台分につきましても認定こども園の送迎時に活用させていただく予定です。駐輪場は園舎西側、精道小学

校に30台程度を予定しておりますが、可能な限り確保する計画をしています。

園舎につきまして資料左半分、1階平面図をご覧ください。今回の基本設計案を検討するにおいて、特に重要視した5点を説明させていただきます。まず1点目は、敷地西側の歩道沿い「こども園出入口」から敷地内に入っただいて正面に園舎があります。園舎には現在の保育所とは違い、エントランスを設けています。2点目は、このエントランスと園庭の両方を見通せる位置に職員室を配置し、安全管理を図っています。3点目は、エントランスの近くに調理室を配置し、保護者の皆様も送迎時等に調理の様子を見学できるようにしています。4点目は、図面で言いますと調理室の横にランチルームを設け、3～5歳児の子どもたちが順番に給食を食べます。調理室の隣にランチルームを設けることで、子どもたちが調理の様子を見ることはもちろん、調理員も食事をしている子どもたちの様子を見やすくしています。保育室につきましては、1階に0～2歳児の保育室を設けております。0～2歳児は各保育室で給食を食べます。2歳児室横の多目的室は、延長保育や土曜保育の時に可動間仕切りを開放し2歳児室と一体にして利用します。

資料右半分、園舎2階をご覧ください。5点目は、3歳児以上の子どもたちが日々の生活の中で自然な形で異年齢交流ができる環境を整えるために、3～5歳児室を同一フロアに配置し、隣り合う部屋の壁は可動間仕切りとして、必要時には部屋を広げることも可能としています。また、避難経路につきましては、2階からは3歳児以上の150人の子どもたちを避難させるため、3か所を確保しています。遊戯室につきまして、3～5歳児は遊戯室でお昼寝をします。園庭につきましては、現状よりも面積は広くはなっておりますが、菜園につきましてはさらに2階部分、1階屋上にも設ける設計としております。また、低年齢児用の園庭を敷地北西部に設けております。

次の頁をご覧ください。

左上の図が南側、国道43号線側から見た立面図です。右上の図が西側、小学校側から見た立面図となります。屋根が少し高くなっている部分は遊戯室です。左下の図が前の頁の平面図において、Aのライン、東西の線で切り取った断面図です。右下の図が、Bのライン、南北の線で切り取った断面図となります。

設計につきましての説明は以上ですが、今後の予定につきましては、本日のご説明の後、いただいたご意見等を踏まえ10月末に基本設計として固め、実施設計に着手する予定としておりますので、外構を含めた園舎周

辺整備につきましても、今後景観等にも配慮し調整を進めてまいります。
基本設計の説明は以上です。

(事務局伊藤) 認定こども園の運営面につきまして、説明します。

13頁, 資料2-3をご覧ください。こちらは、精道こども園の平成31年度にかかる要覧になります。平成31年4月から幼保連携型認定こども園「芦屋市立精道こども園」を開園いたしますが、平成31年4月～平成33年3月と平成33年4月以降で運営場所が異なります。平成31年4月からの2年間は、精道幼稚園敷地で給食設備等を改修いたしまして、精道こども園を運営します。平成33年4月からは、精道保育所敷地で新園舎による認定こども園を運営いたします。位置については右側の図面でご確認ください。

14頁をご覧ください。精道こども園の定員数が設置場所により異なります。平成31年4月からの2年間は146人ですが、平成33年4月以降は181人となります。定員数の大きな違いとしては、施設の大きさの関係上、平成31年4月から2年間は幼稚園部の3歳児の定員を設定していないことです。平成33年4月からは幼稚園部の3歳児の枠を設定し、181人になります。

15頁をご覧ください。「4 入園申請書受付等主なスケジュール」についてですが、こちらは新規で申し込みをされる方のスケジュールになっており、昨日から申請書の配布を開始しております。

「5 職員配置」につきましては、詳細は決定しておりませんが、認定こども園に必要な配置を行っていきます。保育教諭という名称に変わりますが、保育士の配置基準を適用してまいります。

「6 保育時間」ですが、1号認定の幼稚園部として利用される方の保育時間は、月曜日から金曜日の9時から13時30分までです。実施しない日は今と変わりませんが、土曜日等となります。

16頁をご覧ください。「7 1日の流れ」について、1号認定部分をご覧ください。9時からクラス活動と記載しておりますが、1・2号混合と書いてあります通り、保育所部と幼稚園部が別々のクラスになるのではなく、混合クラスの中で教育・保育を受けます。それぞれのクラス編成ではありません。また給食についてですが、幼稚園部も保育所部も一緒に食べます。お弁当ではありません。さらに、1号認定につきましては、13時30分で降園する方とそのまま残って預かり保育を利用し、最大16時30分まで過ごす方の2パターンに分かれます。預かり保育を利用するお子さまは2号認定と一緒に過ごします。

「8 年間行事予定」ですが、幼稚園で実施している行事がそのまま認

定こども園で実施されるということでも、保育所で実施している行事がそのまま実施されるということでもございません。引き継がれる部分もございますが、新たな形になる部分もございますので、十分にご説明し、ご協力いただきながら進めていきたいと考えています。

17頁をご覧ください。「9 費用」につきまして、保育料は1号認定と2・3号認定とでそれぞれ額が異なりますが、市民税所得割額に応じて算出されますので、今と変わりございません。また給食費ですが、今の幼稚園ではお弁当を食べるか、午前中でお帰りいただいておりますが、給食を食べていただくため、月額4,600円をご負担いただきたいと思います。その下の物品費等ですが、今の幼稚園では月額2,000円程度を上限にご負担いただいておりますが、月々ではなく、年齢ごと、進級時、入園時、随時等でご負担いただきます。4・5歳児の欄をご覧ください。例えば、4歳児の欄の入園・進級時では、合計4,105円となっております。その横の随時という欄では、行事費としまして、遠足などのバスの交通費を1,700円と予定しております。金額については、現時点での予定のため、正式に確定しましたら、ご連絡させていただきます。また、欄外に「給食費・物品費等について一定の所得階層以下の場合、補足給付制度により費用の全額又は一部を補助します。」と記載していますが、こちらは、一定所得以下の方につきまして、実費部分の補助をさせていただく制度です。今は生活保護を受給されている方を対象としていますが、来年度から範囲を平均年収以下程度の階層の方にまで拡大します。認定こども園の1号認定につきましては、C1階層の方まで一定補助を拡大いたします。

18頁の「10 預かり保育(1号認定(幼稚園部))」をご覧ください。来年4月から認定こども園でも預かり保育を実施いたしますが、区分と時間帯、保育料が変わります。今の区分としては、一番上のA区分、平日の午後利用と一番下のE区分、三季休業中の終日利用の2区分です。それぞれの料金は、幼稚園ではA区分が400円のところを500円、E区分終日利用が800円のところを1,300円とします。ただし、来年4月に新規入園される方につきましてはこの区分と金額が適用されますが、今の精道幼稚園をご利用されている方につきましては、来年1年間は、今と同じ金額で預かり保育を実施いたします。新規の方にもご説明させていただきます。欄外をご覧ください。「利用月の前月までに申請書の提出が必要です。」については、今の精道幼稚園で預かり保育を利用されている方にもお願いさせていただきます。また、区分B、C、Eの場合は、給食費(1食230円)が別途必要です。さらに、各区分内の利用時間によらず、預かり保育料は定額となります。例えば、1時間しか利用していない場合で

もその区分の金額をお支払いいただきます。また、土、日、祝日、代休日、年末年始(12月29日～1月3日)の預かり保育はありません。最後に、1か月当たり15日までの利用となります。

「12 その他」ですが、送迎に係る車、自転車の利用につきましては、交通法規の順守とマナーを守っていただきたいと思います。説明は以上です。

(保護者) 給食費について質問させていただきます。小学校のように月によって金額が変更されるのかどうかということと、個人的には金額が高いと思っていますので、算定された根拠を教えてください。

(事務局伊藤) 給食費ですが、月毎で変更ということはなく、定額となっております。また算定根拠ですが、中学校が一食当たりで換算しますと、290円程度、小学校が250円程度という算定になっておりますことから、小学校を上回らない一食当たり230円程度で月額4,600円という金額を算定しました。

(保護者) 服装について、今幼稚園では体操服を毎日着用しているのですが、差し障りがないのであれば、今年度の制服をそのまま来年度も着用したいと思っています。衣替えのシーズンで買い足しをしている保護者も多いと思いますので、もし可能であれば助かります。

(事務局伊藤) 認定こども園では、制服の指定は今のところ考えておりませんので、今ご準備いただいている服をご利用いただくことで問題ございません。

(保護者) 肩が出るような服や、ワンピースの着用を禁止する等の規則を設定する予定はありますか。

(事務局伊藤) 服装に関しての規則はございません。活動しやすく、普段の活動に支障のない範囲であれば問題ないと考えています。

(保護者) 給食費について、保育所部と幼稚園部で4,000円程度の差があります。理由についてお聞かせください。

また、精道幼稚園に保育所部の子どもが一気に100人程入園するということですが、安全面や体を動かす機会について、配慮がなされているのかどうか心配です。

(事務局伊藤) 1点目の幼稚園部と保育所部の給食費負担の違いについてですが、資料の17頁、又は5頁をご覧ください。1号認定の幼稚園部のお子さまは4,600円、2号認定の3～5歳児は主食費が月額800円と記載していま

す。給食費は主食費と副食費の二つから成り立っていますが、2号認定の副食費につきましては、通常の月額保育料の中に含まれておりますので、別途請求がないということです。

また、幼稚園側からすると園児が増えるため、安全面についてご心配されているということですが、保育教諭の配置についても十分に配慮してまいります。精道幼稚園でも園児が多い時期もございましたことから、安全な保育が実施可能であると考えております。

さらに、体を動かす機会についてのご心配ですが、園外活動や散歩等も行い、園庭についても交代で使用することで、運動不足にならないようなカリキュラムを考えています。

(保護者) 来年度のカラー帽子は買う必要がありますか。表に書かれている帽子代とはどのような帽子を指しているのか教えてください。

また、預かり保育利用時のおやつ代は別途費用が発生しますか。

(事務局伊藤) 帽子の詳細につきましては検討中です。決定次第お知らせいたします。

また、資料に記載の帽子ですが、普段の保育で使用しているものを指しています。

さらに、預かり保育利用時のおやつ代につきましては、預かり保育料の中に含まれておりますので、別途徴収はございません。

(保護者) 11頁の「11 入園(3)入園決定の際の考慮について」のところに、「兄・姉が在園している場合は優先」と書かれていますが、これは確実に入れる優先なのか、その中でまたランク付けされるのか、詳しく教えてください。

(事務局伊藤) 兄・姉が在園している場合、その方をまず一つのグループとし、優先的に入園を認めていくという形を取りますが、そのグループのお子さまが募集定員枠を超えている場合には、グループ内で抽選ということになります。

(保護者) 兄・姉が在園している場合が最優先で、その次の優先があるとして、トータルで定員枠を超えている場合、兄・姉が在園しているグループから何人、次のグループから何人、ということになるのですか。

(事務局伊藤) 詳しく申し上げますと、最優先される方は、精道幼稚園や精道保育所から引き続き来年の4月からも精道こども園を利用されるお子さまがいらっしゃる方であり、なおかつ、双子の方や兄弟同時で申し込まれる方が最優先になります。仮にこの方では定員20人のところ25人いらっしゃったとすれば、ここで抽選をして20人を決定することになります。また、定員枠に余りがあれば、お兄さんお姉さんが5歳児クラスにいらっしゃる

方が次に優先されるグループになり、そこで定員枠との関係で超えていれば抽選、そうでなければ次の双子や兄弟で同時に申し込んでいるという方が次のグループとして優先され、最後どちらにも該当しない方がその次という考え方となります。

(保護者) P T Aの方がまとめた精道こども園に関するアンケート結果に対する回答について、文書やホームページで公表する予定はありますか。

(事務局伊藤) アンケート結果につきましては頂戴しており、本日の説明会の質疑の中で回答させていただきたいと思っております。文書やホームページでの公表は予定しておりません。

(保護者) 37℃以上の熱で欠席、という決まりは、こども園になっても幼稚園部だけに適用されますか。

(事務局伊藤) 熱は一つの目安と捉えており、38℃を目安としています。37℃でもそれ以外の理由によりお迎えをお願いすることはあります。また、熱が38℃でも状況により、引き続き保育をしていくと判断する場合もございます。認定こども園では1号認定、2号認定のお子さまの両方がいるため、熱の目安としては、38℃を採用したいと考えています。熱だけでお迎えに来てください、という判断はいたしませんので、37℃でも状況によってはお迎えをお願いする場合もございます。一旦の目安としては38℃としたいと思います。

(保護者) 学級閉鎖の際、幼稚園部だけが休園と書かれていますが、変更はないですか。

(事務局伊藤) 感染拡大防止の観点と、就労されている保護者の方の保育の必要性という観点から、幼稚園部のお子さまについてはお休みしていただくこととしています。保育所部のお子さまにつきましては、可能な限り休園いただくよう協力要請し、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えています。

(保護者) P T Aはなくなるのでしょうか。

(事務局伊藤) 認定こども園の保護者の方の組織体につきましては、こうでなければならぬという決まりはございません。基本的には、保護者の方にご判断いただくことになるため、幼稚園部と保育所部の双方で協議を始めたところです。P T Aがなくなるのか、支えていた行事がどうなるのかについては、話し合いの中で保護者の方々のご意見を中心に取りまとめていきたいと思っております。

- (保 護 者) お昼寝についてですが、年長になるとお昼寝が必要でない子もいます。また、小学校入学後のことを考えると、無理にお昼寝をするのではなく、別室で大人しく遊ぶ等の配慮についても検討をお願いします。
- (事務局伊藤) 保育所でも、5歳児の秋頃からは、小学校への接続を考え、お昼寝をしないようなカリキュラムを組んでいます。精道幼稚園を利用されているお子さま、在宅のお子さまも同じですが、新たに認定こども園になり、今まで行っていないことをすることは考えていませんので、生活パターンのあるお子さまについては、状況を見ながらやっていきたいと考えています。今後新しく入園されるお子さまにも、できる限り無理はさせませんが、集団生活の中で、個々の子どもに合わせて実施していきたいと考えています。
- (保 護 者) 警報が出た場合、認定こども園の幼稚園部と保育所部で休園に関して違いはありますか。
- (事務局伊藤) 基本的には警報が出た場合、1号認定のお子さまにつきましては、お休みいただくこととしています。2・3号認定のお子さまにつきましては、できる限りお休みいただくように協力要請をいたしますが、どうしても保育が必要な場合にはお預かりする場合もございます。ただし、近年災害が重大化してきているため、命を守ることが最優先になりますことから、状況によっては園全体の閉鎖も考えています。
- (保 護 者) 先生たちの異動はあるとは思いますが、現在の精道幼稚園・精道保育所にいる先生方を配置した方がスムーズに開園できるかと思いますが、配慮はありますか。
- (事務局伊藤) 異動はございますが、できる限り配慮したいと考えています。
- (保 護 者) 保育時間に関してですが、幼稚園部は9時から13時30分となっておりますが、13時30分降園というのは、早すぎるのではないかという意見もあるかと思えます。検討いただくことは可能ですか。
- (事務局伊藤) 降園時間につきましては、13時30分で考えています。国の取決め上、午前中の教育時間はおおむね1日4時間を目安に、としていることから、降園時間を変更する予定はございません。
- (保 護 者) 30分でも伸ばすことはできませんか。今の幼稚園が14時30分降園であり、1時間早くなると、支障が出てくるのではないのでしょうか。
- (事務局伊藤) 1週間の中で、14時30分降園の日もあれば、日によっては午前中までの日もあるかと思えます。1週間で考えますと、ほぼ在園時間に差がないため、13時30分で一律とさせていただきたいと考えています。

- (保 護 者) 議論の余地はないということでしょうか。
- (事務局伊藤) ご要望としてはお聞きいたしますが、変更は予定しておりません。
- (保 護 者) 分かりました。13時30分の降園が早すぎるという意見が出ていることについては、覚えておいてください。
- (保 護 者) 認定こども園になる際、幼稚園教育をできるだけ引き継いでいただけるということで期待はしていたのですが、来年度から保育時間内にお昼寝が入っているということは、子どもの活動量が減ってしまうのではないかと心配です。
- (事務局伊藤) お昼寝については、お迎えの時間や今までの生活パターンを踏まえた上で、柔軟に考えていきたいと思っています。
- (保 護 者) お昼寝をしたくない子どもについては、別室で対応可能ですか。
- (事務局伊藤) 特に来年度に関しては、柔軟に考えていきたいと思っていますので、状況に応じて対応させていただきますが、一般的にはお昼寝は必要だと考えております。
- (保 護 者) お昼寝の時間はどれぐらいを予定していますか。
- (事務局伊藤) お子さまの年齢によっても幅があるので、一概には申し上げられませんが、おおむね1時間前後かと思います。
- (保 護 者) お昼からはクラス単位ではなく、お昼寝をする子どもと自由に遊ぶ子どもが別々に活動するのでしょうか。
- (事務局伊藤) 全員で歌を歌う、運動会の練習をする、先生が絵本を読むといった意味でのクラス活動については、基本的に午後以降は行いません。統一的な教育活動は午前中に行い、午後からは自由に遊ぶ中で保育を行います。また、16時までには基本的にクラス単位で動くため、動くという意味でのクラス保育であれば、16時までです。
- (保 護 者) お昼寝についてですが、16頁「7 1日の流れ」の図では、1号認定は13時に昼寝と書いてありますが、13時から昼寝をするという理解でよろしいですか。
- (事務局伊藤) 給食を食べる時間が4・5歳になると後ろの方になってきますが、必ずしも13時からお昼寝をするというわけではございません。
- (保 護 者) 13時30分に帰る場合、午後からのクラス活動は一切ないという理解でよろしいでしょうか。
- (事務局伊藤) 全員で歌を歌う、運動会の練習をするといったクラス活動については、おそらく実施しないと思います。給食を食べた後は歯磨きをしたり、お別れの会等をします。

(保 護 者) 毎日13時30分に帰るとなると、かなりの運動量が減るように思います。特に年長だとお昼寝がほとんどないため、幼稚園部で預かり保育を利用する場合、今日はお昼寝をさせます、させません等、保護者が担任の先生に伝え、お昼寝をしない場合には少し体を動かす、ということをしていただきたいです。

(事務局伊藤) 給食を食べた後の活動については、降園準備が整えば、体を動かす等自由に遊ぶ時間もあるかと思います。また、体を使うような活動は午前中にも十分取り入れていきたいと考えています。

(保 護 者) 精道こども園に関するアンケートについても、一つ一つしっかり回答していただきたいです。また来年度について、認定こども園という未知の世界にいきなり入ることになるため、臨機応変に考えていただければいいのですが、その都度保護者の意見も柔軟に取り入れていただけるようお願いします。

(事務局伊藤) 本日の説明会では、全部お答えできていないと思いますので、今月中にでも一度保護者の方とお話をさせていただく場を調整させていただきたいと思います。

(保 護 者) 通園時に使っている通園帽と通園カバンは引き続き使ってもいいのでしょうか。おそらく来年度入園される方の中には過去に兄・姉が通われていて大事にとっておられる方もいらっしゃるかと思います。

また、降園時間が13時30分とお聞きしましたが、遠足等の場合も13時30分降園になるのでしょうか。他市では、バス移動をすると、13時30分に帰ってくることは難しいため、バスの中でお昼ごはんを食べている、というのを聞いたことがあります。遠足等の場合は、臨機応変に対応していただけるのかが気になりました。

さらに、お昼寝の解釈として、今まで通り預かり保育を利用せず13時30分降園の場合、お昼寝はない、とはっきり言っていただけると保護者の皆さんの不安が解消されるのではないかと思います。どうでしょうか。

(事務局伊藤) 通園の際の帽子や服については、来年度もご利用いただいて問題ございません。新入園の方につきましても同じです。

また、遠足に行った際の13時30分降園につきましても、柔軟に考えたいと思います。

さらに、預かり保育を利用されない方につきましては、お昼寝はございません。

(保 護 者) 保護者団体の活動について、保育所の保護者と幼稚園の保護者が相談して決定していくのでしょうか。

(事務局伊藤) 保護者の方の組織となりますので、保護者の方々のご意見で決定されます。ただ、市も参加させていただきながら、情報提供や話の整理をさせていただきます。

(保 護 者) 幼稚園では水筒を各自が持参し、水分補給をしているのですが、保育所ではお茶は保育所が用意して、コップを各自が持参するという話を聞いたのですが、入園するまでに必要な物、早めに準備する物があれば教えてほしいです。

(事務局伊藤) 保育所でも水筒をご持参いただいておりますが、1日の過ごす時間が長いので、午後からは保育所で準備しているお茶を飲んでいただくこととされています。認定こども園でも、お茶の飲み方は同じような感じになるかと思えます。

また、ご準備いただく物につきましては、まとめて文書でお渡しさせていただく予定です。時期は未定ですが、毎年幼稚園では年が明けてから新入園児の方向けの案内をしているかと思えますので、その時期にはご案内できるようにいたします。

(保 護 者) 7頁にある補足給付の対象物品のところで確認したいのですが、こども園になった場合に平成31年の4月以降の対象でアルバム費用、制服、ノート、おむつ代が記載されています。詳しく教えていただけますか。また、布団リース代とありますが、布団も保育所で用意されたものに対して、昼寝が必要な子がリース代を支払うのでしょうか。それとも保育料に含まれているのでしょうか。さらに、おむつは処理費のところに随時と書かれています。どういうことでしょうか。

(事務局伊藤) 一般的に補足給付制度という制度で対象になるもの、ならないものというように記載させていただいているため、精道こども園で実施するもの、しないものという意味ではございません。

(保 護 者) 布団に関しては、お昼寝が必要な場合は各自持って行くのでしょうか。

(事務局伊藤) 公立保育所では布団を持参いただいているため、少なくとも布団リース代を頂戴するという事はございませんが、具体的にどうするかについては検討中です。

(保 護 者) 年間行事がたくさんあるように思えますが、会社を休む必要もあるため、詳しくお聞かせください。

(事務局伊藤) 16頁のものが主要なものとなっております。ご心配されていることは、

保護者の方が参加する行事、お子さまだけが参加する行事がどれかということかと思えます。基本的に今と比べて保護者の方に新たにご参加いただく、大きなご負担をおかけすることは考えておりませんが、変更になった部分といたしましては、16頁の年間行事予定の下から2行目の毎月のところ、誕生児紹介がありますが、現在保育所でも行っていますが、保護者の方にもご参加いただけるようにと考えています。また、下から4行目の2月の音楽参観については、保育所では行っていないため、新たなものとして保護者の方にもご参加いただけるようにいたしました。保護者の方にもご参加いただける行事については、今後ご案内させていただきます。

(市民) 国が1号認定の教育時間を4時間としたことで、様々な矛盾が出てきていると思えます。幼稚園でもない、保育所でもない認定こども園というものを選択する側もしっかり考えないといけないと感じました。全く文化の違う幼稚園と保育所が一緒になるため、おそらく幼稚園の先生代表と保育所の先生代表が作業チームというものを作っておられると思えますが、そういった方がPTAの方と懇談等をするべきだと思います。

また、幼稚園の先生が認定こども園に人事異動した場合、保育士の方の賃金が低いため、保育士の賃金に合わせるまで足踏みするとお聞きしました。幼稚園に残る先生の賃金は保障されるため、認定こども園に異動される先生の賃金が下がるということは、子どもを預かる側としてどうなのか、という疑問があります。

さらに、精道幼稚園の改修に1億円を超える費用がかかったとお聞きしました。2年間使ってどこかのマンションに売るのでなく、引き続き幼稚園や保育所として使っていただきたいと思えます。

(市民) 精道幼稚園が廃園になると思うと寂しいです。100年を超える歴史というものは、積み重ねていった伝統みたいなものがあると思うのですが、この説明会を聞いていると、全部保育園側に渡すような印象が強いように思います。また、38℃の熱でも子どもを預かるということは、とても不安です。看護体制、医師との連携等、規模が拡大するだけにやっぱり心配になります。

(事務局伊藤) 保育所でも配置しておりますが、認定こども園においても、国の基準にはない看護師を配置する予定にしています。より充実する体制となります。

(市民) 医療関係とのネットワーク、連携はどうなりますか。

(事務局伊藤) 医師会を通じて、保育所、幼稚園共に体制を整えておりますし、認定こども園でも引き続き行います。

(事務局岸田) 認定こども園については、教育委員会と市長部局で連携して専門部会を立ち上げ、詳細な部分について決定しています。今後も教育委員会も一緒になって関わっていきます。

(市民) 幼稚園は教育委員会の管轄だと思います。保護者の方々からのアンケートについては、教育委員会側から回答する方が適切ではないかと思います。

(事務局岸田) 来年4月からの精道こども園の運営に関するアンケートですので、内容については教育委員会と市長部局とで調整してお答えしています。どちらが発信するかということはありませんが、両方で調整の上で回答させていただいております。

(保護者) クラスは幼稚園部と保育所部で一緒になるのでしょうか。

(事務局伊藤) 一緒になります。

(事務局田中) 他にご意見はございませんか。それでは、特に無いようですので、本日の説明会を終了させていただきます。